



平成 28 年 9 月
税 務 署

～「確定申告書等作成コーナー」のご紹介～

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、国税庁では、国税庁ホームページ内に「確定申告書等作成コーナー」を設け、e-TaxなどのICTを利用した申告の推進に取り組んでいます。

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」には、初めての方でも操作がしやすい画面の給与又は年金所得者専用の申告書作成画面が設けられ、案内に従って入力すると、税額等が自動で計算され、計算誤りのない確定申告書が作成できる簡単便利なものとなっており、また、当コーナーで作成した確定申告書等は、印刷して、税務署にお越しいただくことなく、郵送で提出することができるほか、e-Tax（注1）を利用して送信することができます。

なお、確定申告の手引き等をダウンロードすることもでき、非常に便利ですので、「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。

（注1） e-Tax で送信する場合は、事前に電子証明書（マイナンバーカードには標準的に組み込まれています。）やICカードリーダライタ等の準備が必要です。

マイナンバーの記載について

平成 28 年分以降の確定申告には、



マイナンバー（12 桁）の記載



申告者ご本人の

本人確認書類（注2）の提示

又は写しの添付

（注2） 例1：マイナンバーカード

例2：通知カード＋運転免許証や公的医療保険の被保険証など

が必要です。

～タブレット端末をお持ちの方へ～

確定申告書等作成コーナーは、タブレット端末からもご利用いただけます。

タブレット端末で作成した確定申告書は、印刷して税務署に郵送等で提出することができますので、是非ご利用ください。



←こちらのQRコードを読み取ると確定申告書等作成コーナーに簡単にアクセスすることができます。

作成した申告書は



書面で提出！

※ 作成した確定申告書をタブレット端末から、e-Tax を利用して送信することはできません。